

# 令和2年7月熊本豪雨復興支援事業実施要領

公益社団法人熊本県緑化推進委員会

## 1 目的

令和2年7月八代・芦北・球磨地域を襲った熊本豪雨の復興を支援するため、公益社団法人国土緑化推進機構(以下、「国土緑化推進機構」という。)の災害復興支援に向けた「緑の募金」用途限定募金を活用した、被災地域の居住地周辺や学校周辺における、木製品を使った生活環境の改善や緑化を行う。

## 2 実施主体

公益社団法人熊本県緑化推進委員会(以下、「緑化推進委員会」という。)

## 3 支援対象

令和2年7月に発生した集中豪雨による被災地域(八代・芦北・球磨地域)の復興にあたり、居住地周辺や学校周辺の緑化等のために配布を希望する団体や学校等

## 4 事業計画

(1) 緑化推進委員会は、年度ごとの計画を地域みどり推進協議会(以下、「地域協議会」という。)や関係市町村と協議し作成する。

(2) 緑化推進委員会は、(1)の計画書を国土緑化推進機構に提出し、承認を得て事業を実施する。

## 5 支援事業内容

緑化推進委員会は復興支援資材(樹木の苗木(H:2m程度まで)やプランター、ベンチ、木製遊具等)を購入し、希望団体等に配布する。

希望団体は、地域住民等の協力を得て配布物品の設置や苗木の植栽を行い、設置や植栽の状況及び植栽の様子の写真を、地域協議会を通じて緑化推進委員会に提出する。

## 6 事業実施期間

事業が必要と判断される間(事業実施は単年度)

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別途緑化推進委員会で定める。

付則 この実施要領は令和3年4月7日から施行する。